三沢市条件付一般競争入札事務取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、別に定めのあるもののほか、三沢市が発注する建設工事（建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、当該工事に係る測量、調査、設計業務等の委託及びその他の業務の委託及び物品の買入れ（以下「建設工事等」という。）に係る条件付一般競争入札に関し、三沢市契約事務規則（平成２７年三沢市規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事等）

第２条　条件付一般競争入札に付することができる建設工事等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　設計金額が５００万円以上の建設工事

⑵　設計金額が２，５００万円以上の建設工事に関する測量、調査、設計業務等の委託

⑶　設計金額が２，０００万円以上のその他の業務委託並びに物品の買入れ

⑷　その他市長が条件付一般競争入札の実施を認めたもの

２　前項の規定にかかわらず、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の規定により、市長が特に必要と認める場合は、指名競争入札によることができる。

（競争入札参加者選定等審査会）

第３条　前条の規定により建設工事等を条件付一般競争入札に付す場合は、競争入札参加者選定等審査会規程（平成 30 年訓令第２号以下「規程」という。）第３条の規定による競争入札参加者選定等審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て決定しなければならない。ただし、前条第１項第１号のうち、設計金額が９，０００万円未満の建設工事については、この限りではない。

２　前条第１項第３号に規定するその他の業務委託並びに物品の買入れについては、規程第６条に規定する部会については省略することができる。

（入札参加形態）

第４条　第２条の規定により建設工事等を選定するときは、併せて次の各号に掲げるいずれかの入札参加形態を決定するものとする。

⑴　単体企業のみの入札

⑵　共同企業体のみの入札

⑶　単体企業及び共同企業体の混合による入札

２　前項第２号若しくは第３号の入札を行う場合の入札参加形態の決定は、審査会の審議を経たうえで行うものとする。

（入札参加資格）

第５条　条件付一般競争入札に参加する者は、次に掲げる資格の全てを満たしていなければならない。

⑴　令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　建設工事に対応する工種について法第３条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
⑶　法第２７条の２３第２項に規定する経営事項審査の有効期限を経過していないこと。
⑷　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
⑸　三沢市契約事務規則（平成２７年三沢市規則第４号）第３条の規定による一般競争入札の公告（以下「公告」という。）の日から入札の日までの間に、三沢市建設業者等指名停止要領（昭和６０年１１月１日施行）及び三沢市物品及び役務業者指名停止要領（平成１４年９月４日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑹　その他建設工事等ごとに定める要件を満たしている者。

（公告）
第６条　市長は、建設工事等を条件付一般競争入札に付そうとするときは、公告を行うとともに、当該公告内容を速やかに三沢市のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載し、その周知を図るものとする。

（提出書類の様式等の入手）
第７条　条件付一般競争入札に必要な提出書類の様式、説明書等（様式第１号から第１１号）及び入札方法は、公告に示すものとする。

（設計図書等の縦覧）
第８条　条件付一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、建設工事等の仕様書、図面及び積算参考資料（以下「設計図書等」という。）を公告で指定する期間内において縦覧するものとする。
２　入札参加希望者は、前項の規定により設計図書等を縦覧する場合は、設計図書等貸出申込書兼借受等確認書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（設計図書等に関する質問及び回答）
第９条　入札参加希望者は、設計図書等に関する質問がある場合には、広告に記載する方法で質疑応答書（様式第２号）により申し出ることができる。
２　前項の質疑応答書に対する回答は、回答期限日までにホームページに掲載するものとする。

（入札参加申請）
第１０条　入札参加希望者は、公告において指定する期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
⑴　条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第３号）
⑵　配置予定技術者調書（様式第４号）
⑶　施工実績調書（様式第５号）
⑷　その他市長が必要と認める書類
２　第１項の規定にかかわらず、入札後において予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入

札した者について入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めた場合に落札決定する入札方法（以下「事後審査方式」という。）による入札にあっては、条件付一般競争入札（事後審査方式）参加申請書（様式第６号）を当該公告で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（入札参加資格の確認）

第１１条　市長は、前条第１項の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を確認し、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式第７号）により当該申請者に通知するものとする。

２　前項の場合において、入札参加資格がないとした者については、その理由を付すものとする。

３　入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その決定に不服があるときは、所定の期限までに書面により説明を求めることができるものとする。

４　市長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。この場合において、当該請求をした者に入札参加資格があると認めるときは、その請求者を当該入札に参加させるものとする。

（入札参加資格の喪失）

第１２条　市長は、前条第１項又は第４項の規定により当該入札に係る入札参加資格を有するとされた者（以下「資格者」という。）が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨理由を付して当該資格者に通知するものとする。

⑴　入札参加資格の要件を欠いたとき。

⑵　第１０条の申請書又はその添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

⑶　前各号に掲げる者のほか条件付一般競争入札に参加させることが、著しく不適当と認められるとき。

（事業協同組合の取扱い）

第１３条　中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づき設立された事業協同組合が条件付一般競争入札に参加しようとする場合は、その組合員は、当該同一の入札に参加することはできない。

（入札の執行）

第１４条　入札は、公告で指定された日時に、当該公告で指定された場所において入札希望者本人が指定の入札書（様式第８号）を封筒に入れた後、封印し、直接入札する方法で行うものとする。

２　入札の執行回数は、原則として３回を限度とする。ただし、当該入札の建設工事等が三沢市建設工事等請負契約に係る予定価格事前公表に関する要領（平成１５年４月１日施行）の規定に基づき予定価格を事前公表するものである場合の執行回数は、１回とする。

３　前項ただし書に定めるところによる入札を執行する場合、入札に参加する者は、入札書（様式第８号）と併せて工事費内訳書（様式第９号）もしくは業務内訳書（様式第１２号）を提出しなければならない。この場合において、入札書の金額と内訳書の金額が一致しない場合は無効とし

て取り扱うものとする。

４　前第１項から第３項による入札は、入札前に委任状（様式第 10 号）を提出することにより、代理人に行わせることができるものとする。ただし、あらかじめ三沢市競争入札参加資格審査申請により、市長に対し有効な年間委任状を提出している場合は、入札前の委任状の提出によらず、当該年間委任状に基づく代理人に入札を行わせることができる。

（事後審査方式における落札候補者の決定）

第１５条　事後審査方式による入札にあっては、 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、落札を保留するものとする。

２　前項の場合において、最低の価格をもって入札した者が２者以上いるときは、くじにより落札候補者及び次の順位以降の者（以下「次順位者」という。）を決定するものとする。

（入札参加資格確認書類の提出）

第１６条　落札候補者は、入札終了後、条件付一般競争入札（事後審査方式）参加資格確認申請書（様式第 11 号）及び第１０条第１項各号に掲げる書類（以下「確認申請書等」という。）を当該公告に定める提出期限日までに、市長に提出しなければならない。

２　提出期限日経過後は、確認申請書等の修正及び再提出は、認めない。

３　落札候補者が提出期限日までに確認申請書等を提出しない場合又は入札参加資格の確認のために行う指示に従わない場合は、当該落札候補者の行った入札は無効とする。

（事後審査方式における入札参加資格の確認）

第１７条　市長は、前条第１項の規定により確認申請書等を受理した場合は、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めたときは落札決定とし、入札参加資格がないと認めたときは、当該落札候補者の行った入札は無効として、次順位者から順次審査を行うものとする。この場合において、確認の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の確認は行わないものとする。

２　入札参加資格の確認は、原則として、確認申請書等が提出された日の翌日から起算して２日以内に行うものとする。ただし、確認に疑義が生じた場合は、この限りでない。

（入札参加資格がないと認めた者に対する通知等）

第１８条　市長は、前条第１項の確認の結果、入札参加資格がないと認めた者に対して、条件付一般競争人札参加資格確認結果通知書（様式第７号）により通知するものとする。

２　前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由に不服があるときは、市長が定める期限までに書面により説明を求めることができるものとする。

３　市長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。

（入札結果等の閲覧）

第１９条　条件付一般競争入札に付した建設工事等については、入札者名、入札の経緯及び最終入札結果を記載した書類を閲覧に供するとともにホームページに掲載するものとする。

（その他）

第２０条　この要領に定めるもののほか、条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附　則

この要領は、平成２３年　６月１０日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年　３月３１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年　７月１４日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年　４月　４日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年　４月　１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年　４月　１日から施行する。

附　則

この要領は、令和　７年　４月　１日から施行する。

（三沢市簡易型一般競争入札事務取扱要領の廃止）

三沢市簡易型一般競争入札事務取扱要領（平成２９年１月１日施行）は、廃止する。

（事後審査型制限付き一般競争入札試行事務取扱要領の廃止）

事後審査型制限付き一般競争入札試行事務取扱要領（平成１９年１２月１７日施行）は、廃止する。